

南小国町長 様

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

このことについて、南小国町空き家登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申し込みます。

また、登録情報については、南小国町ホームページへの掲載に同意します。

- 1 交渉・契約に関わる全てについて、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会会員の仲介により行い、情報を提供することについて承諾します。
- 2 私は南小国町暴力団排除条例（平成23年南小国町条例第4号）第2条第2項に規定する暴力団員又はその密接関係者ではありません。
- 3 私は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者ではありません。
- 4 登録内容は、南小国町空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりであり、登録にあたり、町職員及び宅地建物取引業者が当該家屋・土地に立ち入り、外観・内観の調査を行うことについて承諾します。
- 5 登録内容に偽りなく、要綱を遵守するとともに、利用希望者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合、私と利用希望者・宅地建物取引業者間で解決にあたり、町には責任を追及しません。
- 6 南小国町空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

※申込みにあたり記載された個人情報、本事業の目的以外に利用しません。

※南小国町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介業務は、町が業務協定を締結している一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員が行います。

なお、仲介に係る報酬等については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。